

生活にお困りの方への支援(給付・貸付など) (令和2年6月24日現在)

事業者への支援情報は9面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金や貸付などを紹介します。条件などがありますので、詳細は市☎または各問い合わせ先にお問い合わせください。

詳細な情報は
こちらから



個人・世帯への支援

	対象(そのほか条件などがあります)	種類	名称	概要	問い合わせ先
税金・固定費のお支払いでお困りの方	水道料金・下水道料金のお支払いにお困りの方 ※個人、法人どちらも対象	猶予	下水道料金等のお支払い猶予	申し出のあった日から最長で4カ月、お支払いを猶予	東京都水道局多摩お客様センター ナビダイヤル ☎0570-091-101 ナビダイヤルをご利用できない場合☎042-548-5110
	介護保険料のお支払いにお困りの方	猶予	介護保険料の納付猶予	1年間、介護保険料の納付を猶予	高齢者支援課☎ ☎042-420-2814
		減免	介護保険料の減免	介護保険料の減免	
	国民健康保険料のお支払いにお困りの方	猶予	国民健康保険料の納付猶予	1年間、国民健康保険料の納付を猶予	保険年金課☎ ☎042-460-9824
		減免	国民健康保険料の減免	国民健康保険料の減免	
	後期高齢者医療保険料のお支払いにお困りの方	猶予	後期高齢者医療保険料の納付猶予	後期高齢者医療保険料の納付を猶予	保険年金課☎ ☎042-460-9823
		減免	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料の減免	
地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)のお支払いにお困りの方	猶予	徴収猶予の「特例制度」など	1年間、地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)の徴収を猶予	納税課☎ ☎042-460-9832	
国民年金保険料のお支払いにお困りの方	免除	国民年金保険料の免除	国民年金保険料の免除	保険年金課☎ ☎042-460-9825	
退職等により住まいをなくした方、またはそのおそれのある方	給付	住居確保給付金	収入に応じて調整された額を支給 ※上限額あり	生活サポート相談窓口☎ ☎042-420-2809	
生活費でお困りの方	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	国民健康保険の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課☎ ☎042-460-9821
	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	後期高齢者医療の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課☎ ☎042-460-9823
	休業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方々	貸付	緊急小口貸付(特例貸付)	貸付上限額：20万円 無利子・連帯保証人不要	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
	失業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方	貸付	総合支援資金(特例貸付)	【貸付上限額】 2人以上：月20万円 単身：月15万円 無利子・連帯保証人不要	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方	給付	特別定額給付金	1人につき10万円の給付	市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル ☎042-420-2870
子育て世帯への臨時特別給付金	基準日(令和2年3月31日)時点で西東京市に住民登録があった方で、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者 ※特例給付受給者を除く	給付	子育て世帯への臨時特別給付金	対象児童1人につき1万円支給。原則手続き不要 ※対象の方には6月12日に案内を送付 ※公務員の方は手続きが必要	子育て世帯臨時特別給付金専用コールセンター ☎042-420-2866
児童育成手当加算給付金	令和2年4月分から9月分の西東京市児童育成手当(育成手当・障害手当)の受給者の方	給付	児童育成手当加算給付金	対象児童1人につき3万円支給。手続きは不要 ※令和2年4月分から9月分のうちいずれかの月分を受給している方が支給対象 ※育成手当と障害手当の両方の対象児童となっている場合は育成手当の対象児童として支給	子育て支援課☎ ☎042-460-9840

感染症対策の基本は「手洗い」や「咳エチケット」です

正しい手洗い

- せっけんで泡立て、手のひらをよくこする
- 手の甲をのばすようにこする
- 親指・爪の間を念入りにこする
- 指の間を洗う
- 親指と手のひらをねじり洗いをする
- 手首も忘れずに洗う

咳エチケット

何もせずに咳やくしゃみをする

せき 咳やくしゃみを手でおさえる

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 鼻と口の両方を確実に覆う
- ゴムひもを耳にかける
- 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
厚労省

▲「感染症対策」(首相官邸)を加工して作成